

人権ふれあいだより

竹原市人権センター

☎ 22-7736

< 2024年7月5日 発行 >

改正障害者差別解消法がスタート
2024年4月1日より合理的配慮の提供が義務化されました

私たちの社会には、多様な人が暮らしています。その多様な人の個性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。しかしながら現実には、虐待・暴力・差別・偏見などで心身に深い傷を受け、人権が侵害されることがあります。

障害がある人については、日常生活や社会生活を営むうえで、障害を理由にした差別や、社会の中にある様々な障壁（バリア）によって、生活がしにくくなっている場合があります。

その解決をめざして、2016年に障害者差別解消法が施行されましたが、2021年に改正され、本年4月1日から実施されています。

【改正後】	行政機関等	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

【不当な差別的取り扱いとは？】

正当な理由なく、障害を理由にサービスなどの提供の拒否・制限をすること（例）●受付対応を拒否する、順番を遅くする。

- 保護者や介助者がいない場合に、入店をことわる。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

【合理的配慮とは？】

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会の障壁（バリア）を取り除こと

（例）●エレベーターがない建物で、上下階の移動は、マンパワーでサポートする。

- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットを用意する。
- 車いすの利用者が利用しやすいように、カウンターの高さに配慮する。

※合理的配慮については、障害のある人と事業者が共に話し合い、対応策を検討していくことが重要です。また、配慮について周囲の理解も必要です。様々な障壁を取り除くことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きていくことができる社会を実現しましょう。

「竹原市犯罪被害者等支援条例」制定記念講演会開催について

○日時 2024年8月5日(月) 13:30~15:00

○場所 竹原市民館2階 第2・3会議室

○内容 犯罪被害者等支援について

○講師 内野 悅司(うちののていじ)さん

・公益社団法人 広島被害者支援
センター副理事長
・広島修道大学健康科学部教授



支え合い みんなが笑顔の 明るい町へ へ 2023男女共同参画標語入選作品 小学校6年生 ＼

【人権豆知識コーナー】 日本国憲法の3原則について

日本国憲法は1946年11月3日（文化の日）に発布され、1947年5月3日（憲法記念日）に施行されました。【国民主権・平和主義・基本的人権】の3原則を基調とし、前文と11章103条が定められ、この憲法を基調にして、国の政治が行われています。憲法は、日本の法で最も強い効力を有する「最高法規」です。今回は、3原則の「平和主義」についてお知らせします。

◎「平和主義」とは、過去の戦争で多くの尊い命が犠牲になったことをふまえ、悲惨な戦争を二度と繰り返さないという決意のもとに、9条で戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認を定めています。



6月19日吉名地域交流センターにおいて、介護予防教室を行いました。むなこし在宅支援センターの指導員さんより、暑い夏の水分補給について、ノルディックウォーキングの実技とボールを使った運動、体の筋肉を鍛える様々な方法について指導を受けました。日常の生活にぜひ生かしていきましょう。

おめでとうございます

グラウンドゴルフ教室

6月20日の結果

【むなこしグランド】

第1位 甘崎 健三 さん

第2位 上岡 昭徳 さん

第3位 大木 秀夫 さん

困ったときは、一人で悩まないで、
相談してください

★人権相談

差別・いじめ・いやがらせ等

・竹原市人権センター ☎ 22-7736
(月～金 8:30～17:15)

・人権擁護委員による相談
毎月第3水曜日9時～12時
竹原市人権センター（予約不要）

★DV相談

・竹原市DV専門相談窓口
(竹原市人権センター内)

☎ 22-7748

(月～金 8:30～17:15)

緊急の場合は110番へ

7月行事・教室の予定

☆着付け教室

8日・22日（月）

午後 1時00分～

☆パソコン教室

2日・9日・23日（火）

午後 7時30分～

☆カラオケ教室

毎週木曜日

午後 1時30分～

☆グラウンドゴルフ教室

4日（木）むなこしグランド

午前 9時00分～

☆はんこクラブ

毎週金曜日

午後 1時30分～

☆健康相談

22日（月）

午前 9時00分～